

しらかわ介護福祉専門学校学則

しらかわ介護福祉専門学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 この専門学校(以下「本校」という。)は、教育基本法(昭和22年法律第25号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づいて教育・社会福祉専門課程を設置し、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)の定めるところにより、幅広い教養と専門的知識・技能と態度を養うと共に豊かな人格を育て、社会福祉事業に献身することのできる人材を養成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、しらかわ介護福祉専門学校という。

(位置)

第3条 本校は、福島県白河市本町2番地に置く。

第2章 課程、学生及び修業年限

(課程、学生定員、修業年限)

第4条 本校の課程、学生定員及び修業年限は、次のとおりとする。

課程	学科名	修業年限	入学定員	総定員	昼夜の別
教育・社会福祉 専門課程	介護福祉学科	2年	30名	60名	昼

2 本校には、休学の期間を除き4年を越えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日等

(学年及び学期)

第5条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 学期は次のように前期・後期の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(授業日及び休業日)

第6条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に定める日
- (2) 本校開校記念日
- (3) 土曜日、日曜日
- (4) 夏季休業日 8月10日から9月15日まで
- (5) 冬季休業日 12月25日から1月5日まで

- (6) 春季休業日 3月10日から3月31日まで
- 2 校長は、教育上必要がある場合、休業日に授業を行うことができる。また、前条の休業日に、実習指定施設との調整により介護実習を行うことができる。
 - 3 校長は、非常災害時その他急迫の事情がある時は授業を行わないことができる。また、臨時休業日を定めることができる。

第4章 入学、退学及び休学等

(入学時期)

第7条 入学時期は学年始めとする。

(入学資格)

第8条 本校に入学することができる者は、学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる、下記のいずれかに該当する者。

- (1) 入学前年度に高等学校等を卒業見込みの者
- (2) 過年度に高等学校等を卒業した者
- (3) 高等学校等を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学選考)

第9条 入学を願ひ出る者は、本校所定の入学願書(様式第1号)、その他の書類に必要事項を記載して、第20条に定める受験料を添えて指定期日までに願ひしなければならない。

2 前項の手続きを終了した者に対して別に定めるところにより選考を行い、入学者を決定する。

(入学手続き及び入学許可)

第10条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに第21条に定める入学金を納付するとともに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 入学誓約書(本人)
 - (2) 世帯調査書
 - (3) 身元保証人の誓約書
 - (4) その他必要とされる書類等
- 2 学校長は、第1項の手続きを完了した者について入学を許可する。
 - 3 転入学及び編入学は認めない。

(休学)

第11条 学生が休学しようとする時は、別に定める休学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。休学は1年以内とする。

2 学生が心身の故障のため、長期の休養を要すると認められる時は、校長は休学を命ずることができる。

(復学)

第12条 休学中に学生が復学をする場合には、別に定める復学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第13条 学生が休学期間満了後も復学ができないときは、除籍することができる。

(退学)

第14条 学生が退学しようとする時は、別に定める退学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第5章 教育課程、単位修得及び卒業

(教育課程)

第15条 教育課程、修得単位数及び時間数は、別表1のとおりとする。

2 本校において行う講義・演習・実習の単位の基準は次のとおりとする。

(1) 講義及び演習は15時間から30時間(1回90分授業を2時間として)をもって1単位とする。

(2) 実習は30時間から45時間(一日8時間として)をもって1単位とする

3 遅刻・早退の取り扱いは、次のとおりとする。

(1) 遅刻・早退は3回までを1回の欠席とみなす。

(2) 授業開始時間から20分前までの入室を遅刻として取り扱う。20分以上経過してからの入室は欠席として取り扱う。

(3) 授業終了時の20分前までの退室を早退とする。

(試験及び成績評価)

第16条 学生が教育指導計画にしたがって授業科目を履修した場合にはその成績を評価して合格した者には単位を与える。

2 成績の評価は試験の成績及びレポート評価、授業の学習状況、出席状況等を総合的に考慮して評価していく。

3 科目の出席時間数が講義3分の2、演習3分の2、実習5分の4に満たない場合には理由の如何を問わず単位を認定しない。

4 成績の評価は100点を最高点として、次の区分によって評定し、C以上を合格とする。

(1) 80点以上；A、(2) 70点以上；B、(3) 60点以上；C、(4) 59点以下；D

5 授業の欠席理由が以下の場合は公欠、忌引の取り扱いとする。

(1) 公欠

a. 正規に定められた介護実習期間ならびに当該実習にかかる打合せ日

b. 就職試験のための移動日並びに試験日

c. 学校保健安全法施行規則第18条による感染症の場合、医師の診断書に記載している期間

d. 通学途上における交通機関の不通、災害等発生による登校が困難な日

e. その他必要と認める場合

(2) 忌引(日数には休日を含む)

親；6日、兄弟・祖父母；3日、3親等以内の血族及び同居の親族；1日

(卒業)

第17条 校長は、卒業に必要な単位を修得し、卒業判定会議において卒業を認められた者に対して、卒業証書とともに専門士(教育・社会福祉専門課程)の称号を授与する。

第6章 教職員組織

(教職員組織)

第18条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
 - (2) 副校長 1名
 - (3) 教員 3名以上(主任専任教員・専任教員含む)
 - (4) 非常勤講師 若干名
 - (5) 事務職員 1名以上
- 2 校長は校務を掌り、所属職員を監督する。
 - 3 副校長は校長を補佐し、校長が支障のあるときの職務を代行する。

(教職員会議)

第19条 校長及び副校長、専任教員及び事務職員をもって教職員会議を組織する。

- 2 教職員会議では、教職員倫理、個人情報保護、ハラスメント防止について審議する。
- 3 教職員会議は校長が議長となり次の事項を協議する。
 - (1) 学生の教育・指導に関すること。
 - (2) 学術の研究並びに教育の向上に関すること。
 - (3) 教育上必要な施設整備に関すること。
 - (4) 非常勤講師の選任に関すること。
 - (5) 学習の評価・課程・修了の認定に関すること。
 - (6) 学生の進退賞罰に関すること。
 - (7) その他必要と認めること。

第7章 入学金・授業料その他の費用

(入学受験料)

第20条 入学試験に際して、受験料 10,000 円を徴する。

(入学金、授業料等)

第21条 入学金・授業料等は、以下のとおりとする。

入学金 100,000 円、年間授業料等 880,000 円とする。詳細は別表 2 のとおりとする。

(納付)

第22条 前条に規定する授業料等は、所定の期日までに納付しなければならない。

- 2 授業料は前期、後期の分納を認める。
- 3 入学金を納めない者は、入学許可を取消すものとする。
- 4 一旦納入した入学金等は、原則として返還しない。
- 5 休学が学期全期間に及ぶ場合は、その期についての授業料を徴しない。
- 6 休学・退学しようとする者については、休学・退学の日属する期の授業料は納めなければならない

第8章 賞 罰

(褒賞)

第 23 条 校長は成績優秀にして他の学生の模範となる学生を表彰することができる。

(懲戒)

第 24 条 校長は教育に必要があると認めるときは、学生に懲戒を加える事が出来る。

2 懲戒は訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のひとつに該当する学生に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業向上の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 9 章 聴講生

(聴講生)

第 25 条 本校教育課程中の本校が指定する科目の聴講を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、聴講を許可することができる。

2 聴講生に対する成績評価及び単位認定は行わない。

3 聴講生に関する必要な事項は別に定める。

第 10 章 図書室

第 26 条 本校に図書館を置き、図書室には図書・文献及び学術雑誌をおき、教職員及び学生の研究閲覧に供する。図書室の利用規程は別に定める。

第 11 章 保健衛生

第 27 条 本校に教職員及び学生の保健衛生を管理するために保健室を設ける。

第 28 条 学生は、本校が定めた健康診断を受けなければならない。

第 12 章 雑 則

第 29 条 この学則の改正あるいは追加については、理事会・評議会の同意を経て行う。

第 30 条 この学則の施行に必要な細則は、校長が定める。

附則

この学則は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この学則は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 前項の規定にかかわらず、令和2年度以前の入学生の教育課程及び授業時間については、なお従前の例による。

附則

この学則は令和4年4月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は令和6年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和5年度以前の入学生の教育課程及び授業時間、ならびに令和6年度以前の入学生の入学金及び授業料等については、なお従前の例による。

附則

- 1 この学則は令和8年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和7年度以前の入学生の教育課程修得単位については、なお従前の例による。

別表1 (第15条関係)

しらかわ介護福祉専門学校 教育課程修得単位

	領域	教育内容(基準時間数)	科目名	必修・選択の別	授業形態	単位数	単位時間数	授業回数	単位時間計				
介護福祉士科目	人間と社会	人間の尊厳と自立(30)	人間の理解	必修	講義	1	30	15	30				
		人間関係とコミュニケーション(60)	人間関係論Ⅰ	必修	講義	1	30	15	60				
			人間関係論Ⅱ		講義	1	30	15					
		社会の理解(60)	社会の理解	必修	講義	2	60	30	60				
		人間と社会(90)	心理学	心理学	必修	講義	1	30	15	120			
						レクリエーション概論	講義・演習	1	30		15		
						情報処理の基礎	講義・演習	1	30		15		
						情報処理の応用	講義・演習	1	30		15		
		介護	介護の基本(180)	介護の基本Ⅰ	必修	講義	2	60	30	180			
				介護の基本Ⅱ		講義	2	60	30				
	介護の基本Ⅲ			講義		2	60	30					
	コミュニケーション(60)		コミュニケーション技術	必修	講義・演習	2	60	30	60				
	生活支援技術(300)		生活支援技術Ⅰ	生活支援技術Ⅰ	必修	講義・演習	4	120	60	300			
						生活支援技術Ⅱ	講義・演習	4	120		60		
						生活支援技術Ⅲ	講義・演習	2	60		30		
						レクリエーション実技Ⅰ	レクリエーション実技Ⅰ	必修	講義・演習	1	30	15	60
									レクリエーション実技Ⅱ	講義・演習	1	30	
	介護過程(150)		介護過程Ⅰ	必修	講義・演習	2	60	30	150				
			介護過程Ⅱ		講義・演習	2	60	30					
			介護過程Ⅲ		講義・演習	1	30	15					
	介護総合演習(120)		介護総合演習Ⅰ	必修	講義・演習	2	60	30	120				
		介護総合演習Ⅱ	講義・演習		2	60	30						
	介護実習(450)	介護実習Ⅰ 1段階-①	介護実習Ⅰ 1段階-①	必修	実習	6	24	3	456				
					実習			3					
					実習			3					
					実習			20					
					介護実習Ⅱ	実習	5	224		28			
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解(60)	発達と老化の理解Ⅰ	必修	講義	1	30	15	60					
		発達と老化の理解Ⅱ		講義	1	30	15						
	認知症の理解(60)	認知症の理解	必修	講義	1	30	15	60					
		認知症援助方法論		講義	1	30	15						
障害の理解(60)	障害の理解	必修	講義	2	60	30	60						
こころとからだのしくみ(120)	こころとからだのしくみⅠ	こころとからだのしくみⅠ	必修	講義	1	30	15	120					
				こころとからだのしくみⅡ	講義	1	30		15				
				リハビリテーションⅠ	講義	1	30		15				
				リハビリテーションⅡ	講義	1	30		15				
医療的ケア	医療的ケア(講義50)	医療的ケアの基礎と理解	必修	講義	2	60	30	90					
		喀痰吸引・経管栄養		講義・演習	1	30	15						
注1 卒業に必要な単位数は62単位(1986時間)とする。					単位合計	62	単位時間合計	1986					

別表 2 (第 21 条関係)

授業料等

内訳	1 年		2 年	
	前期	後期	前期	後期
納入期限	4 月 30 日	10 月 31 日	4 月 30 日	10 月 31 日
授業料	325,000 円	325,000 円	325,000 円	325,000 円
教材費・ 実習費等	60,000 円	60,000 円	60,000 円	60,000 円
施設管理費	50,000 円	50,000 円	50,000 円	50,000 円
健康管理費	5,000 円	5,000 円	5,000 円	5,000 円
半期合計	440,000 円	440,000 円	440,000 円	440,000 円
年間合計	880,000 円		880,000 円	

入学願書

受験番号	※
------	---

(年度) しらかわ介護福祉専門学校

入試区分に○をつけてください 【・推薦 ・一般 ・総合型選抜(AO)】

ふりがな			性別	3ヵ月以内に撮影した 上半身脱帽の写真貼付 4cm×3cm (写真裏面に氏名記入)	
氏名			男・女		
生年月日	昭和・平成	年	月		日 (満 歳)
本籍地					
現住所	〒 ー				
連絡先	自宅 ()		携帯電話 ()		
学歴 職歴	年	月	中学校卒業		
	年	月	高等学校(卒業・卒業見込)		
	年	月			
	年	月			
	年	月			
	年	月			
<div style="border: 1px dashed black; padding: 20px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60%; margin: 0 auto;"> 検定料振込用紙貼付欄 </div> </div>					
(注意)					
1 振込書は枠内にのり付けして貼付		2 振込銀行の受領印がないものは無効			
3 振込用紙が添付されていない場合入学願書は無効					

志願動機			
将来の希望			
資格取得	年	月	
	年	月	
	年	月	
	年	月	
	年	月	
	年	月	
得意な科目 趣味・特技 ボランティア活動等			
長所 短所	長所：		
	短所：		
その他 特記事項			

